

各委員から頂いた御意見の概要

(注) 本資料は、3月19日(月)午前中までに提出頂いた御意見の概要を整理したものである。

- ▶ : 文書で提出された意見
 ◆ : これまでの審議会における主な意見

1. 戦略の基本理念、視点等

項目	意見(概要)
現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動等の地球環境問題は 21 世紀に人類が直面する最大の課題であるとの認識が国際社会に浸透。 ▶ 地球温暖化は、人類が直面する喫緊の課題であり、国内、国際的にも低炭素社会への移行を急ぐことが必要。 ▶ 気温上昇は近い将来悲劇的な破局をもたらす可能性があり、これは貧困国を主とする環境弱者に大きな影響。 ▶ 環境変化の影響は社会的弱者に最も著しく現れる。特に開発途上国においてはその傾向が顕著であり、現世代のみならず、将来世代にわたる人間中心の開発を推進するためにも、地球環境問題は焦眉の課題。特に気候変動は、人類の生存や社会に対する脅威であり、人々の生活を守る「人間の安全保障」の問題。 ▶ 温暖化が生物多様性の劣化を通して、環境変動が環境変動を呼び計り知れない危機が迫っている。 ▶ 地球温暖化だけでなく、自然環境の破壊、水質汚染など多種多様な環境問題も複雑に関連。緊急の対応が必要。 ▶ 地球の有するエネルギー資源・水資源・食料資源・環境資源などの有する容量は有限であり、今後も増大する人間活動に対応できるものではなくなっている。 ▶ 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会システムに対する反省から、「循環型社会形成の必要性」が広く認識されるようになっている。 ▶ 我が国は古代から自然と共生して生活してきたが、近年急激な経済成長とともに、自然共生社会が破壊されつつある。 ▶ 戦後 60 年、日本は社会資本も整備され生活水準も上がり、豊かになった。しかし、その豊かさのツケとして、残念ながら今、国も地方自治体も大きな借金をかかえることになり、また、環境の破壊も進んだ。滋賀県でも、県をはじめ自治体における巨額の債務、また琵琶湖の水質、生態系の危機として現れている。 ◆ 環境に対する危機意識が欠けており、危機意識を前面に出していくことが必要。

基本的な考え方・
理念

<モデルの提示>

- 我が国は美しい国としての伝統、自然環境に恵まれており、これまでの経済成長の過程で、人間活動の拡大と自然環境の有する容量との間の相克を技術的に克服してきた経験を蓄積しており、今、地球規模で生じている環境問題に、積極的に取り組み、持続可能な人間 - 地球系の姿を提示。
- 世界に先駆けて循環型社会を構築し、生活水準の維持・向上と国際競争力の強化を実現し、世界のモデルとなる「美しい日本」。
- 我が国は多種多様な自然環境に恵まれる一方、狭い国土に多数の人口と産業が集積し、食料や化石燃料に乏しく、持続可能な社会構築の地球生態系メゾコズム (mesocosm) としては適切な場。
- 「もったいない」という言葉には、人の価値や自然の価値の両方がふくまれており、またそれが存在する状態を「ありがたい」と思う気持ちもあらわしている。英語など外国語にそのまま翻訳しにくい、日本特有の文化を表現する哲学でもある。
- キーフレーズは、課題先進国・日本が、課題解決先進国・日本となり、21世紀の環境社会のモデルをつくるということ。例えば、現在行なわれている海外先進国の環境政策を模倣したものではなく、日本の環境政策を考える必要がある。それは、世界に、特にアジアに容易に導入されうる。具体的には、日本で問題となっている諸課題であるエネルギー資源、廃棄物の増加、環境汚染、ヒートアイランドなどを解決することが重要。それにより、21世紀のアジア、そして世界のモデルになるというのが、環境立国のビジョン。
- ◆ 我が国をいわばミニ地球として、1つのモデルとしてイメージ。
- ◆ 小資源国において成熟した社会モデルをどう作っていくかを視野に入れたい。
- ◆ 我が国の公害経験を糧に、先に対策を講じた方が後に講じるよりも安くつくことを日本型モデルとして発信。
- ◆ 戦略を打ち出す上では日本にどのようなモデルがあるのか精査することが必要。コミュニティ、都市、農業、農村、流域、社会の仕組みなどの切り口があるが、何を日本として提案できるのか、先進的な取組は何かを検討することが必要。

<自然との共生>

- 古代から自然と共生してきた我が国の自然共生の知恵を再度復活させ、特に身近な自然である里地、里山、里海（里湖）、里川等の保全・再生・創出を通して生物多様性の維持向上と生物資源の持続的利用を図る。
- 自然と人間活動を調和的に捉えるアジア的発想を重視し、豊かで美しい日本の姿を積極的に発信可能なものとする。
- あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生と言った視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要。

基本的な考え方・
理念（続き）

- 地球と人類・動植物の共生。
- 琵琶湖に代表される湖沼の保全や生物多様性など美しい国づくりを目指すためには、「日本人の自然観」ともいうべき「自然との共感と共生」は大切な考え方。
- 日本には、自然を利用しながら守るという伝統と知恵がある。里山などが典型であり、自然と深くかかわり、利用すると同時に自然に守られ、共に生きている。「命を自然からいただく」という考え方を環境問題への対応に入れていく必要がある。自然を人間から切り離して制御しながら管理をする、という自然保護論と異なるのが、日本人の自然との「共生」感。
- 日本人の考え方の深層には、「草木国土悉皆成仏」といった仏教思想にあるように、人間を自然の一部と捉えるアジアに共通する自然観、循環思想がある。こうした理念に基づくアジア型の取組を世界に向けて発信していくべき。これは江戸時代の生活様式に戻れということではなく、むしろ一度取り入れた西洋的な文化や社会の問題を踏まえ、新たな持続可能な社会を創るためのもの。

<環境、経済、社会>

- 「環境と経済の両立」を基本理念とすべき。経済成長を無視した環境保全、環境保全を無視した経済成長は、ともにあり得ない。経済成長を実現しつつ、エネルギー効率の向上を実現し、公害を克服してきた我が国の経験をベースに、エネルギー・セキュリティーの観点も踏まえ、対策の立案、提言を発信。
- 人類の食糧と豊かな生活が確保される地球環境でなければならない。
- 環境立国の取組が、国内にあっては地域（地方）の活性化の原動力（例えば農林水産等1次産業の活性化）になってほしい。
- CO₂排出量削減と地域産物地域内利用（広義の物質循環）による地方経済の活性化。
- 「持続可能な社会の実現」を総合的な方向・大きな目標とし、その実現のための、エネルギーの脱炭素、資源の循環利用、社会経済の継続的発展に向けた努力を中心にすすめるべき。
- 循環型社会のビジョンとして、天然資源の採取量の抑制、環境への負荷の低減、持続可能な経済成長の実現を規定すべき。
- 京都議定書目標達成計画の基本理念に示されている「環境と経済の両立」は、本特別部会においても尊重すべき。
- 人間社会が地球環境を良好に維持しながら持続的に成長し、また発展するためには、継続的な省エネルギー、省資源のための努力と同時に、持続性を強化するための技術・社会の仕組みに関するイノベーションが必要。

基本的な考え方・
理念（続き）

- 「もったいない」という価値観を梃子にして、地域の人と人とのつながりがより強く、豊かになり、人々が助け合い、地域が持つ本来の力が十分に発揮される持続可能な未来を拓いていくことが必要。
- ◆ 気候安全保障的な観点だけでなく、資源安全保障や食糧安全保障の観点も重要。

< アジアや世界との関係 >

- 本戦略は日本を中心として、日本からアジアや世界を見る内容にすべき。
- 国際的なルールづくりと、我が国がもつ持続可能な技術を海外移転することにより、我が国のリーダーシップを発揮すべき。
- アジアの一員としての意識が重要であり、アジアの国々と連帯して環境問題に対処する姿勢が必要。
- 世界への発信と東アジアにおける「建設的なリーダーシップ」を発揮し、東アジア、ひいては地球規模の環境問題に対して、先進国と途上国の架け橋の役割を果たすべき。
- 世界的な気候安全保障、国内外における食料安全保障、資源安全保障、開発途上国への技術・人材育成等に関する支援・援助、先進国の果たすべき責務の明確化、アジアにおける役割・責務を中心にアフリカ等の開発途上国への支援・援助の決意。
- 「技術立国を活用したアプローチ」「アジアの視点」を入れ、3Rを通じた循環社会構築、技術移転、CDMを通してアジア諸国の環境改善に取り組む決意を広く国際社会に向け発信。
- あらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための実効的な仕組みを自ら確立し、特にアジアの国々において同様の仕組みの形成を支援することが必要。
- アジアを重視した対策技術（公害防止技術）と評価技術（生態系リスク管理技術）の協力と人材育成が焦眉の急を要す課題。
- 高度経済成長期の公害対策や省エネルギー対策等の経験に基づき官民に蓄積された知識、制度・技術・意識といった環境対処能力の高さは、日本が持つ優位性。これを他国、特に開発途上国に対して伝えることは、国際社会における日本の責務であると同時に、それによって得られる環境問題の改善は、日本と国際社会の利益に結びつくもの。
- 美しい国づくりは、地球温暖化防止はもちろんのこと、健全な水循環を促し、世界における深刻な水問題の解決に向けた国際的なイニシアチブを推進することになる。

基本的な考え方・
理念（続き）

- 東アジア地域（東南アジアを含む）の達成可能なレベルを提示しその実現にむけての日本の努力を提示（発展途上国に対する先進国の努力対象エリアを提示：ブレークダウンの試論）。
- アジアの中の日本としての政策再構築。
- 欧州のベストプラクティス及び平均的取組と比べ、我が国の進んでいる点、遅れている点を明確にして、戦略を練ること。

< 低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の統合 >

- 持続可能な社会の形成という総合的な観点から、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合させた体系的な戦略が重要。
- 基本的コンセプト（自然共生、脱温暖化、循環型）に賛成。人間と自然のダイナミズムを捉え直すという視点が鍵。脱温暖化では、省エネルギーが第一。再生可能エネルギーが第二。その中で、太陽電池、風力発電、バイオマスに絞り、アジア型バイオマスとして、水田稲作を取り上げるべき。循環型社会は3R。
- 基本（全体を貫く理念）は、地球上に持続可能な循環型社会を構築すべきことをアジアの立場から主張すること。すなわち、日本学術会議対外報告「真の循環型社会を求めて（平成15年）」にある「人類と地球環境系の（持続可能な方向への）共進化」を実現すること。具体的には省エネルギーを重視し、自然エネルギー・バイオエネルギーの導入を促進する循環型社会（基本的に低炭素社会）であって、資源生産性や環境効率性を重視するもの。
- 持続可能な社会を実現するためには、脱温暖化を軸にして循環型社会及び自然共生型社会を21世紀半ばまでに構築しなければならない。
- 環境問題が、部分最適、問題先送り、トータルな視点の欠如から発生したことを深く認識し、統合的・総合的視点を強調すべき。省エネ省資源、技術革新だけでは、温暖化や生物多様性の危機に対応できない。
- 「循環型社会」を豊かな環境を守りつつ、あらゆる分野で環境保全への対応が組み込まれ、資源・エネルギーが無駄なく有効に活用される社会と規定すべき。
- 持続可能な社会の実現のため、エネルギーの脱炭素化、資源の循環利用及び社会経済の継続的発展の三つの条件の実現に向けての努力を中心にすえるべき。
- 日本の省エネ省資源技術と、里地里山の持続的土地利用、国立公園など地域制自然公園のシステム等自然地のマネジメントシステムと自然再生技術等をベースに、低炭素社会のゴールを共有。
- ◆ 低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会という従来型の切り口を統合して、「自然と人間」「エネルギーと物質」といった切り口で論じられないか。

基本的な考え方・
理念（続き）

<まとめ方、打ち出し方等>

- 国内と国際社会に向けた強いメッセージを包含したものであるべき。
- 時間的には次世代の幸せ、空間的にはアジアを中心とした途上国、システム（生態系）的には人間以外の生物のことを考える、という視点。
- 「国民的合意の形成」を最大の目標として、全国民あげて環境に取り組む体制を構築してほしい。家庭部門のCO₂削減の進捗が最も遅れているが、国民一人ひとりには危機感が醸成されていない。国・地方自治体、企業、家計がともに役割を担い、取り組むべき国民的課題であるという世論形成を行うべき。
- 将来ビジョンを明確に定め、ビジョンに基づきバックキャストिंगにより政策を定め、その方向への大きな舵切りが急務。
- これからの地球環境がどうあるべきか目標を明確に設定し、その上で我が国の役割を提示すること。
- 今回作成する「環境立国戦略」をベースに、多様なステークホルダーが参画し、「持続可能な日本」のビジョンを描く政策対話を全国各地で促進。
- 努力には相応な評価を行い、環境改善を要する者に改善目標を示し、実行を迫るのが効果的。
- 子や孫が生きる20年後、30年後を見据えた取組の視点が不可欠。
- 日本の良い事例を用意し、G8でも状況毎に高らかに主張すべき。
- 環境問題を人ごととせず、また総論賛成各論反対、一般論に終始し具体化しない傾向の強い状況打破に向けて、環境政策の類型（個人単位では可能であるにもかかわらず、その努力を引き出す効果的政策に限界があるもの、個人では難しいが、企業や政府は取り組みやすいもの、企業や政府の取組に対し、国民側に制約条件があるもの）を踏まえ、それぞれの難しさの度合いを国民に提示すること。
- 戦略の基本理念は「持続可能な社会づくり（持続可能な発展）のための重層的環境イニシアティブ」とする。

（留意点）

環境への取り組みは持続可能な社会づくり（持続可能な発展）を目的としたものでなければならないし、またそうでなければ成功しない。

持続可能な社会づくりはローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルと言う様々な単位で重層的に取り組まなければならない。それぞれの単位での取り組みが連携することが望ましいし、それぞれの取り組みにイニシアティブを発揮することが求められる。

国内での取り組みと国際貢献が連関することが望ましい。

- わが国における国内対策の世界的な応用的導入を、G8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

基本的な考え方・
理念（続き）

- 目的： 地球上のすべての国々が「持続可能な社会」の構築への最善の努力を通じて、「持続可能な世界」の構築に貢献することを、世界の国々に促す為の現時点での最も効果的なわが国の立国宣言を発表する。
- 目標： すべての国々が、上記目的を達成する為に、経済・社会・環境持続性を主流化したマクロ経済・産業部門別政策を樹立し、それを可能にする為の全国的な人材育成政策、科学・技術政策、投資政策、管理政策を考案し、その効果的かつ効果的な実施体制を構築する。
- 原理・原則： 国民各層の参画、透明性・負託責任の確保、地域社会の主体性・多様性重視、社会的規制・経済的手段の適切な組み合わせ等。
- 政策・施策の選択基準： 必要性、緊急性、現状認識・把握・分析の妥当性、効率性、有効性、効果性、説得性、実現可能性、持続可能性、先駆性・新規性。
- 枠組み： 短期的、中期的及び長期的な政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックスを作成する。縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。中期的政策目標とそれを達成する為の国内外施策マトリックス。縦軸に政策・施策、横軸に上記政策・施策の選択基準。
- 具体的政策・施策： 施策：直近の全国的な環境基本計画、各都道府県・都市等の環境基本計画で既に合意された採るべき政策・施策と新しい科学的・技術的知見に基づいた追加的政策・施策でこの選択基準に相当程度合致するものを実施。
 - ◆ 全体を貫く理念と、これを受けた具体的な施策が必要。
 - ◆ 国民のイマジネーションをかき立てるような分かりやすいまとめ方と積極的な発信が必要。
 - ◆ あきらめ感が蔓延しないよう、人々を動かすビジョンに。
 - ◆ 世界、アジア、日本、地域それぞれのレベルにおいてどういう形の持続可能性を目指すのかを考える必要。
 - ◆ 私たちの生き方、日本の暮らし方をどのように持続可能なものに変えていくのかという視点が重要。

2. 具体的な施策

(1) 世界へ展開する取組

項目	意見(概要)
地球温暖化問題に関する国際的取組	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 京都議定書を主導した国として第一約束期間の6%削減約束を達成することは当然の責務であるが、さらにその実績を踏まえた温暖化対策に対する国際施策を日本のイニシアチブでその後も進めていく視点が重要。 ➤ 何としても、まずは温室効果ガスを6%削減することが不可欠であって、そのあと例えば2020年ではヨーロッパ並みの20%削減、さらに2030年では30%削減、2050年では50%削減といった高い目標を目指して、低炭素社会を実現する意気込みと将来への見通しが必要。京都議定書の約束が果たせないようなことがあれば、国際的なイニシアチブをとれないどころか、国際的な信頼を失ってしまうことを肝に銘じて取り組むことが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 温暖化の問題では、数字ばかりが先走って、具体策に乏しいことを懸念。数字だけ示して、あとは国民の自主努力に任せるとするのは無責任。日本はEUのような数字を出してくるやり方ではなく、具体的なアクションを表に出すべき。 ◆ EUは、将来の希望、方向や目標を、実現できるかどうかは分からないけれども早い段階で発表する。日本も実現できるかどうか綿密に計算した後でようやく発表するのではなく、EUに対抗するためにもどんどん早い段階で発表していくべき。 ➤ 自らの温室効果ガス排出削減約束の実現に向け、最大限の努力を払うことが日本のイニシアチブを発揮するための前提条件。自国の努力に加え、気候変動の負の影響に対する脆弱性が大きい開発途上国に向けて、緩和と適応双方で日本が大胆なイニシアチブをとってこそ、国際社会において信頼を得、次の枠組み作りをリードすることが可能。 ➤ 温室効果ガスの排出量を地球全体で半減させないと危機的な状況が訪れるということを大前提に議論を進めるべき。問題は、日本が何をすれば、地球全体の温室効果ガスを半減させることに大きく貢献でき、この問題でリーダーシップをとることができるのか。 ➤ 地球温暖化に関して、気候を安定化させ、悪影響の拡大を防ぐためには、将来的に人類全体が排出する温室効果ガスの量と自然界が1年間に吸収できる量をバランスさせることが必要である。予防的な観点から早期の大幅な削減についての目標を日本が自ら示すことが、今後の国際社会の合意形成に役立つと考える。 ➤ 温暖化問題やその他の地球環境問題の解決に向けて(サミットなどの場で)日本がイニシアチブを発揮するためには、EU諸国が「CO₂排出を2020年までに少なくとも1990年比で20%削減する」、英首相が「2050年までに60%削減する」と発表したものに匹敵するような案や戦略を持たねばならない。

地球温暖化問題に関する国際的取組
(続き)

- IPCCの科学的予測に基づき、気候セキュリティという観点から、積極的に国家的な意識の改変を行い、最終的には2℃を目標とするための国際的協調作業を主導。
- 温暖化問題は、地球規模の「国境を超えた問題」。国境にとらわれた枠組みではなく、真に世界全体が参加する取組でないと解決できない。日本は2013年以降の枠組みについて、「先進国と途上国の架け橋」として、リーダーシップを発揮していくべき。現行の議定書を発展的に見直し、参加国が飛躍的に増大する枠組み作りに取り組むべき。
- CO₂排出量大国である米国、中国、インドの京都議定書の削減計画への実質的な復帰・参加を積極的に呼びかける方向を目指すべき。
- ポスト京都議定書の議論に際しては、我が国産業の国際競争力を損なわないよう、米国、中国、インド等の大量排出国が参加し、かつ、エネルギー効率を反映した公平な基準作りが必須。
- 現在の京都議定書のように、我が国の最高水準のエネルギー効率が反映されない枠組みでは達成が困難となり、また、達成しようとするコスト負担が大きくなる。
- 不公平な国別CAPの下での排出権取引制度の導入は、日本の国際競争力を弱めるとともに、炭素リーケージにより地球温暖化防止に逆行する。
- ポスト京都議定書の議論に際しては、地球温暖化防止の観点はさることながら、エネルギー・セキュリティ、産業の国際競争力への影響も十分に踏まえ、慎重に議論を進める必要がある。
- 京都議定書以降の世界的枠組みの構築(最大の課題は米、中、印、豪)
- 米・中が乗ってくるような枠組みを提示して初めて日本が貢献したことになる。京都議定書と同様の枠組みでは、米国や中国が乗ってくる可能性は低い。その他の国からも「公平性」の観点で、反対論が出る可能性が高い。中国やインドについては、省エネルギーの観点からエネルギー原単位での数値目標の導入も考えるなど、差別的な取り扱いを提示することが必要。
- CDMによって発生するクレジットが京都議定書の第一約束期間のみ有効であるとの現在の制度では、大規模な削減事業に繋がらない弊害もあることから、早期にCDMのポスト京都の枠組みを確定すべき。
- APP(クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ)は、ポスト京都の枠組みと補完し合うものと位置づけることが可能。問題は、途上国等のエネルギー効率の改善に誰が資金を出すか。
- 特に途上国を含む主要排出国の取り込みとベンチマーキングによる公平な競争条件の確保の観点から、セクターベースでの技術移転が有効(APPや鉄鋼業における日中鉄鋼業環境保全・省エネ先進技術交流会等の取り組みが有効)

地球温暖化問題に
関する国際的取組
(続き)

- 政府がリーダーシップを発揮し、途上国も巻き込んだ技術移転の国際的な枠組みづくりを進めることが必要。
- 気候変動問題への対応の基本姿勢としては、気候安定化への明確な指針を示すこと、対策に関する発展途上国への要請が実現可能であること、何らかの意味での社会経済発展が担保されていることの三つの条件を前提にすべき。
- EUの2 上昇提案は、CO₂大気中濃度 450ppm 安定化とほぼ対応しているが、現在の科学的知識の範囲ではこの値を限度とする明確な理由は見あたらない。IPCCの示したシナリオの中でもっとも望ましいと見られるシナリオはB 1シナリオ(持続発展型社会シナリオ)であり、これは 550ppm 安定化とほぼ対応することなどを考慮すれば、CO₂大気中濃度 550ppm を指針とすべき。この場合、2050年の排出削減目標は、先進国 30%削減(1990年比)、発展途上国はBAUケースより 20%削減(1990年比 3.1倍)とすることが現実的。
- マクロ目標と同時に、具体的な行動目標を導入することが実現性を担保する意味でもぜひとも必要。個別行動目標としては、エネルギー多消費の部門ないし機器の原単位をとることが適当。
- 滋賀県においては、持続可能な社会の実現へのシナリオを明らかにすることを目的に、今世紀末の気温の上昇を2 以内に抑えること等を前提とした持続可能な社会づくりに取り組んでいる。現在、最新のデータと経済モデルに基づき、科学的かつ定量的に、2030年に温室効果ガス排出量を1990年比50%削減を一つの目標とし、それらを実現するための社会制度や政策の選択肢を県民参画の共同作業で提案することとしている。このような地域からの取組をモデルとして、全国へさらには世界へ発信できるような取組を展開してはどうか。
- EU同様、日本政府も2020年の温室効果ガス削減目標を30%に設定。
- セクター別の目標を立てることは有用であるが、原単位での積み立て方式の削減では目標達成が難しいので、総量削減目標をきちっと立てることが必要。
- 今後ますます二酸化炭素の排出の増大が予測されるアジア地域における低炭素で持続可能な社会像の構築に積極的な支援。
- わが国のエネルギー効率の高さを踏まえると、現時点で既に普及している環境・省エネ技術を、途上国を含めた世界に広く移転・普及していけば、地球規模のCO₂排出量削減、資源・エネルギー問題の解決に極めて大きな効果がある。
- 日本の高い技術をさらに発展させ、海外に移転することが温暖化防止に役立つのは間違いなく、他国との共同開発や他国への技術協力も含め、政府として、温暖化防止のための革新的な技術開発に向けた予算の傾斜配分を考えるべき。
- 中長期的課題として革新的な技術開発に先進国が協調して取り組むことが必須。
- 地球温暖化の影響に対する適応策などへの活用も含む、環境重視型のODAを優先的に実施すべき。

<p>地球温暖化問題に関する国際的取組 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「緩和策」と「適応策」のバランスが必要。 ➤ 産官学の英知を結集した長期的な削減シナリオを策定した上で、あるべき社会システムや技術開発の方向性を示すことが必要。 ➤ 京都議定書の第一約束期間における森林吸収量計算では伐採はマイナスカウントであり、伐採した木材による市中での炭素ストックの増加は無視されている。この課題について、議定書の改定に向けての交渉では、森林セクターのみならず関係機関の協力を謳って欲しい。 ➤ 温室効果ガス排出国別・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化 ➤ 各国の地球温暖化ガス排出量制限を規定する「世界人民の環境権宣言」の導入をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。 ➤ ポスト京都CDM継続宣言の採択をG8、国連、その他の国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。 ◆ 「2 未満でないといけない」といった基本的な認識を共有しないとけない。この認識に則って、どれくらい削減するのかを決意することとなる。いわば腹決めの問題であり、積み上げでは駄目。 ◆ 日本として、長期的な削減シナリオを策定し、あるべき社会システムや技術開発の方向性を示すことが必要。
<p>その他の国際的取組</p>	<p>< 3 R ></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本は3 Rイニシアティブを提案し、国際的な循環型社会の形成に一定の役割を果たしてきたところであり、3 Rイニシアティブの推進に向け、さらにリーダーシップを発揮すべき。 ➤ 循環型社会や3 Rについては、日本は世界の中でも先行的に努力してきており、その取組や理念を世界に発信すべき。 ➤ 産業廃棄物、有害物質等に対する国際的監視の強化と違反国(事業主)に対するペナルティーの検討。 ➤ 国内・アジア地域・地球規模における脱物質社会への転換を目指し、価値観転換、脱物質化技術の開発、脱物質社会構造の構築の面での積極的な役割。 ➤ 開発途上国、特にアジア太平洋地域においては、生ごみのオープンダンピングや野焼きを無くし、衛生的な廃棄物処理システムへの改善と、それによる温室効果ガス等の環境負荷の低減が求められる。 ➤ アジア太平洋地域における循環型社会研究院の創設・整備(不法投棄対策、拠点整備による広域的かつ高度なリサイクルの促進、廃棄物からの金属製錬技術及び静脈物流システムの確立、地域にあった廃棄物の焼却及びエネルギー回収技術の開発・普及、廃棄物ライフサイクルアセスメント(WLCA)手法の導入普及、廃棄物由来の大気汚染や温室効果ガス排出削減を行うことにより地域において協働による循環型社会づくりを強化。)

その他の国際的取組（続き）

- 東アジア地域における循環型社会の構築に向けて、技術移転も含めた検討を、リーダーシップをとって推進すべき。
 - 東アジアの国際的循環を環境保全上望ましい形で行うには、技術・社会両面にわたる国際協力とキャパシティ・ディベロップメントを進めることが重要。
- < 生物多様性 >
- G B O（Global Biodiversity Outlook：地球規模生物多様性概況）の2010年世界目標達成を目指して、各主体との連携やネットワークを構築し、わが国の手法を世界に発信。
 - 生態系サービスや温暖化と関連付けた生物多様性の情報が不足。日本版G B O作成で生物多様性条約のC O P 10などに備えたい。
 - SATOYAMA コンセプトの発信。水田を中心とした里地里山文化の伝統を生かした低炭素社会のモデル（江戸時代の里山でなくエコロジカル・フットプリントに配慮したモデル）を提示。
 - 日本の自然環境については、これまで経済発展に伴う様々な開発圧にさらされてきたものの、世界的な目でみると比較的良い状態を保っており、これを世界モデルとして発信すべき。
 - 飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等とこれら国際協定・条約・議定書・約束へ加盟ないし賛同する国々、産業、地域への国際支援活動の強化等
- < 技術協力等 >
- 日本のこれまでの環境に対する取り組み・新しい環境技術の途上国への移転を積極的に行うべき。
 - 日本が蓄積として有している環境に対する取組、環境技術のアジアの途上国への移転を積極的に実施。国際貢献にもなり、また日本の国益にも貢献。
 - アジアを重視した対策技術（公害防止技術）と評価技術（生態系リスク管理技術）の協力と人材育成が急を要する課題。
 - SD（持続可能な発展）人材育成：持続可能な社会づくりを担うのは結局人であり、その担い手をアジア的スケールで（最初は日本と中国、あるいは日本、韓国、中国）育成するプログラムを構築し、日本がそのための資金（SD ファンド）の多くを拠出する。プログラムは日本の企業、地域社会（自治体）、大学棟で蓄積されている知見、ノウハウ、技術などを人を通じていかせるプログラムにする。
 - アジアを中心に開発途上国に対し、相手国の文化・生活様様を尊重した上で、日本の環境技術の支援と人材育成、そのための財源確保。
 - アジア諸国を中心に水質汚濁、大気汚染、生態系破壊などの公害防止に一層の技術協力を行うべき。
 - 閉鎖性海域である湖沼、内湾の保全・再生を目指した取組を進め、その対策技術や総量規制等の制度面も含めて国際的イニシアティブを推進。

その他の国際的取組（続き）

- わが国の浄化槽や土壌汚染対策技術は、途上国を始め世界の環境保全に貢献できる技術。
- 大量退職する公害関連技術者を公害防止の技術協力に活用。
- 環境リスク管理、生態系サービスが解析・評価できる技術の開発を早めるとともに、人材を養成し、特にアジア地域に貢献
- 後発途上国には、エネルギーアクセスの向上のためのクリーンエネルギー導入、温暖化の影響の緩和策等の支援が必要。
- 主要排出国には、技術支援や適応支援等により、温暖化ガス削減プロセスへの参加誘導を推進。
- 現時点で既に実用化されている環境・省エネ技術を、途上国を含めた世界に広く移転・普及していけば、地球規模のCO₂排出量削減、資源・エネルギー問題の解決に極めて大きな効果がある。
- ODAをMDGs（ミレニアム開発目標）達成に貢献する教育協力をシフトする。具体的には教育分野の援助対象を、高等教育から基礎教育にシフトするなど。
- 開発途上国の環境に関する人材育成のため、大学や研究機関に研究者を大幅に受け入れる体制を整備。
- 開発途上国の環境問題の克服には、日本の優位性を活かしつつ更なるチャレンジが必要であり、これに応えていくために既存のODAでは十分ではなく、拡充を図ることが重要。加えて、ODAのみならず、OOF（Other Official Flows: ODA以外の公的資金による経済協力）や民間部門の活動等、様々なツールを活用し、既存の枠を超えた機動的メカニズムの創設といった検討を含め、地球環境問題に対して効果的かつ効率的取組が重要。
- アジア地域におけるオース条約（環境問題に関する情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約）の普及のため、国際的なリーダーシップを発揮すべき。
- グローバル経済のルールに持続可能な開発の視点を入れるべき
- 地球システムの理解の乏しさから、地球変動予測の不確実性があるため、国際ネットワークでの地球観測及びそれに基づくモデル予測を行い、不確実性を削減する取組が必要。
- 国際体制の整備（周知徹底体制、モニタリング体制、違反罰則の強化）
- 東アジア環境機構の設立を現在討議中の「東アジア共同体」の設立を待たずに、国連地域委員会、アジア開発銀行やその他のアジア地域における国際会議を通じて、世界の国々に呼びかける。

<p>その他の国際的取組（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ わが国の環境保全に多大な影響を与えるアジア諸国を中心とした地球温暖化ガス排出量の多い国との間に「日本・X国環境協力基金」を創設し、当該国の環境保全と同時に、わが国の環境保全を図る。その一環として、「都市間環境協力・交流」を促進し、国境を越えた都市間環境ネットワークを、各地域の主導で創設する。この活動に対しては、民間企業の協力を得て拡大した「地球環境基金」や「安倍基金」を適用する。 ➤ 国連信託統治理事会を廃止して、「地球環境理事会」ないし「地球環境安全保障理事会」の創設を、G 8、国連、その他の国際会議を通じて世界の国々に呼びかける。
----------------------	---

(2) 足元からの取組

項 目	意 見 (概要)
エネルギー効率、資源生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来に向けて、わが国の保有する世界最高水準の省エネルギー・環境保全技術の更なるレベルアップを指向。 ◆ 住宅、建築物の省エネは民生部門対策の重要な部分を担っている。 ➤ 具体的な個別行動目標を導入することがマクロな目標の実現を担保する上では非とも必要。その目標としては、エネルギー多消費の部門ないし機器の原単位をとるのが適当 (例 : 各種発電の熱電効率、自動車の燃費ないしCO₂原単位、エネルギー多消費機器 (冷蔵庫、空調等) のエネルギー効率、建物絶縁基準など) 。 ➤ わが国のエネルギー効率は高いが、日本の産業界も総量削減目標を掲げて、さらに温室効果ガスを削減し、世界を先導する必要がある。 ➤ 現在を基軸にしたフォーキャストの方法では現在までのように数%のCO₂削減も難しい。むしろ 2050 年の将来に民生部門 50%削減、地域産物地域利用 50%等の理想社会像を想定し、バックキャストिंगの方法により大きな飛躍をもたらすことができる。 ➤ 環境対応型の自動車の開発・普及・促進と、利用者が環境に優しい車両を一層選択するための施策の推進。 ➤ 自動車グリーン税制、燃費基準のトップランナー方式等は有効。 ➤ 再生可能エネルギーへの転換など低炭素を目指す種々の技術開発に関して国全体としての意志を明確にし、新たな産業構造への転換を誘導。 ◆ バイオ燃料が京都議定書の目標達成の決め手となることに同感。 ➤ 新エネルギー、特にバイオマスエネルギーの開発と普及を図る (バイオマスタウンの構想は良いので、これを強化、加速化させる。) 。 ➤ 地球温暖化対策として特に重要な「資源やエネルギーとしての各種バイオマスの利用」を拡大していく必要。その場合、輸送エネルギー削減のためLCAやフードマイル、ウッドマイルの観点から国産あるいは地産地消のバイオマスの利用が重要。 ➤ 原子力の電源立地予算を、再生可能エネルギーの開発・普及にシフト。 ➤ 新エネルギー導入の視点が重要。滋賀県では、太陽、小水力、バイオマスの3つのエネルギーを「戦略的に取り組む新エネルギー」に位置づけ、太陽光による余剰電力を販売した場合の補助制度や「菜の花エコプロジェクト」を推進しているが、売電単価、税制上、個人の費用負担の問題など、普及の促進の障害となる課題や土地利用の課題もある。「地域モデル」が広く国民に普遍化していくためには、国、地方自治体、関係業界も含め、費用負担や支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略を考える必要があるのではないか。

エネルギー効率、
資源生産性の向上
(続き)

- 日本の高い技術の海外移転が温暖化防止に役立つのは間違いないため、革新的な温暖化防止技術の開発に予算の傾斜配分を考えるべき。
- 国内、アジア地域、地球規模における脱物質社会への転換を目指し、価値観の転換、脱物質化技術の開発、脱物質社会構造の構築の面での積極的な役割を果たす。
- 国内における物質依存社会からのパラダイム変換を主導し、サービス経済化への誘導を行う。物流に関する徹底的な管理を行う。
- CO₂排出の伸びが著しい「民生・運輸部門」における排出量削減にむけて、進むべきベクトルを明確にした国民的取組が必須であり、政府の率先垂範の下、官民挙げての取組を強力に推進する必要。
- CO₂排出量が少ない交通手段が選択される工夫が必要。
 - ・ 物流においてはグリーン物流パートナーシップ会議の一層の推進
 - ・ 物流面だけでなく人流面におけるモーダルシフト(公共交通機関の活用推進)
 - ・ 積極的なモビリティ・マネジメント
 - ・ 船舶におけるアイドリングストップ
 - ・ 利用者に関しては、エコドライブが環境改善のみならず燃費の節約、事故の厳守にも繋がることを具体的に広報することや、カーシェアリングの当面セカンドカーからの適用
- 民生部門における目標のブレークダウン。
- 小資源国である日本において省エネ技術と共に優れた省資源技術は、環境対策の観点からも極めて有効であり、LCAの観点を踏まえた3Rの取組を推進。
- 個別産業でのゼロエミッション活動に加え、有効利用が可能な循環や再生可能資源について、個別の産業枠を超えて活用できるような仕組みを作る。
- 循環のスケールは物質の種類により異なる。可能な限り地域における循環を強化していき、必要なものについて広域的、国際的な循環を行う、という考え方を確立すべき。
- みんなで作る循環型社会を推進。
 - ・ 生産者は環境に配慮した製品やサービスを供給
 - ・ 消費者は生活のペースをスローダウンさせ、モノを修理し出来るだけ長く使う。暮らしの中で資源やエネルギーの消費を減らし、環境負荷を低減させる。
 - ・ 最後に出てきた廃棄物は“循環資源”と見なして物質資源・エネルギー資源として回収。
- 「経済的に効率的な廃棄物処理」のため、資源保全のためのリサイクルを実施すれば処理コストは減少するシステムを確立することが必要。
- 循環型社会に向けての政策の再構築(部門別に構成してきた政策の統合化、不法投棄や異常に高い輸送費など矛盾に対する政策の見直し、加工工場、貯留・保管場所、配送基地などの最適配置に向けての政策展開、各種規制の強化と緩和を含む見直し)。

<p>エネルギー効率、資源生産性の向上 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域というスケールにおいて、バイオマスの循環を重視しながら、「地域循環圏」を形成することが重要。 ➤ 農産物貿易は一方向の移動が主体であり、バイオマス循環をゆがめ(窒素・リン等の国内での蓄積) バイオマス循環の消費にもつなげるため、国産バイオマスの利用の推進が重要。 ➤ 温室効果ガス排出全国・地域別総量・原単位規制政策・施策の強化 ➤ 京都議定書の達成に向けた具体策及び「3R宣言」の具体策を、各地域社会が各地域社会のすべての主体(ステークホルダー)の参加を得て作成。学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
<p>都市環境対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住み良く、環境負荷の少ない美しい都市のモデルづくりへ向けた根本的な転換。 ➤ 地球温暖化対策に対する面的なひろがり、都市全体の広がりと同様な都市を構成する各層の総合的対策に至っていない。次世代はこの環境都市づくりに焦点をあてるべき。 ➤ 日本の都市独自の魅力を活かしながら、エリア全体を総合的に改修し、文明モデルとされるような環境理想都市づくりを提案。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国10箇所程度の市区町村を対象に行う、環境理想都市シミュレーションモデルプロジェクト。各地域で構想立案チームをつくり、市民とともに合意形成。 ・ コンパクトシティ、歩行者・自転車空間の充実やトラムカーの復活による車に依存する度合いの少ない都市。 ・ 2050年の都市像からのバックキャストにより循環・自然エネルギーの利用、無暖房無冷房住宅、ゼロエミッション、パーマカルチャー等が現実的になる。 ・ 2011年UIA(国際建築家連合)東京大会を活用し、世界をリード。 ➤ 将来的には都市部でも人口減少が予測されていることから、鉄道整備が過剰とならないようにモビリティ・マネジメントが現段階から積極的に講じられるべき。 ➤ 都市交通における自動車規制区域の導入。 ◆ 東京一極集中ではなく、バランスの良い地域の発展が必要であり、都市再生の在り方が大きな検討課題。

自然環境の保全

- 都市と農村との連携に関してより有機的、緊密な関係を構築し、地域の活性化の中で、新たな価値観を構築し、人づくりに反映。
- 国民は物質的な豊かさに加えて癒しを求めている。里地・里山への関心も高まっており、NPO/NGOをはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要。
- 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化。
- 藻場・干潟・サンゴ礁など浅海域をラムサール条約の指定等を行うなどして総合的に保全・再生。
- 生物多様性に関して環境リスク管理・生態系サービスの解析・評価技術の開発を推進するとともに、人材養成を行う。
- 自然環境に関する科学的データのさらなる収集を行い、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を分析し、これらを有機的につなぐ国土レベルの生態系ネットワークを形成することが重要。研究者と行政の協力体制の構築等を進めることにより、生態系に関する科学的分析を政策決定に反映させる仕組みづくりも必要。
- (低炭素社会への移行を急ぐ観点から、) 農業、林業の活性化を図る。
- 「カーボン・ニュートラルな光合成生産物の活用」、すなわち、「環境保全上健全な水循環の確保」や「生物多様性の保全」を考慮した上で「持続可能な生産による農・林・水産物の活用の推進」と、そのための環境保全型農業・畜産業や持続可能な林業・林産業の推進。
- 地球温暖化対策としてはさらに直接的な「森林吸収源対策」の推進の重要性は誰もが認めるところ。日本の森林は未だ成長途上であり、今後も数十年は日本の森林はCO₂吸収を見込める。
- 持続可能な林業・林産業・水産物を推進することが不可欠であり、違法伐採対策や、“持続可能な生産のためのトレーサビリティ”を含む森林認証制度・水産物認証制度の推進が重要。ISO14000シリーズの推進などとともに推奨されるべき。
- 森林セクターでは森林に関わる環境施策や多面的機能の発揮を目指した森林の整備・保全のいっそうの推進に向けて「美しい森林づくり推進国民運動」を企画中和聞く。本戦略はこのような関連施策と一体で推進していく必要。
- 木材やバイオマス資源等の生産の場として里地里山を活用し、わが国の自給能力を高めることにより、他国の生物多様性の劣化を軽減するだけでなく、国内の吸収源対策や再生資源の循環にも寄与することが可能。関係省庁による連携施策の積極的展開が望まれる分野。

<p>自然環境の保全 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後の琵琶湖の保全の視点として、利水、治水も含め、琵琶湖・淀川という流域の中で下流府県も含めた統合的な流域管理の視点が必要。施策を担保するための仕組み作り、流域全体としての管理システムの構築が必要。 ➤ 流域における政策の中には、人びとの水とのかかわり、いったん「遠くなった」水や川を、人びとのくらしと近づける「近い」水政策や施策が重要。そのために、水辺の遊び、生き物とのふれあい、そして流れる水やわき水を直接暮らしに活用する生活様式の再生などが重要。 ➤ 飲料水量の季節別・地域別最高基準の設定、地域別森林被覆率の強化、絶滅に瀕する動植物種保護の強化等 ➤ 「生物多様性条約」の具体策及び「世界水フォーラム宣言」で提唱した淡水の節約、淡水源の確保に関する具体策を、各地域社会が各地域社会のすべての主体（ステークホルダー）の参加を得て作成。学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
<p>環境教育・環境学習等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人類にとって豊かな生活を創造・維持するために地球環境保全に向けた意識の醸成と行動のための環境教育が重要。 ➤ 発達段階と社会に応じた環境教育と担い手、場所、機会の担保。都市しか知らない子どもの自然感の歪みの是正。 ➤ 基礎教育の中に持続可能な開発の視点を盛り込む。 ➤ 温暖化問題に代表されるこれからの環境問題は、取りも直さず、個人の意識と行動様式を変えることが必要。そのためには、教育・学習、経済のルールの変更、適切な規制が必要であるが特に前2者が重要。そのためにも、個々人の行動をいかに大きな力にし、環境負荷の削減につないでいくか、環境との共生を実現するための新しいライフスタイルなどのモデルとなるための枠組み、仕組み作りを提案する必要がある。 ➤ 生涯に継続する環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携を進める。地球システムを考えた時、有限である自然の環境が如何に人類の生存に大切であるかを学校、地域社会を通じて発信することにより意識、考え方を変えていくことが必要。このための施策を省庁連携で立ち上げる。 ➤ 生きものはみんなつながりをもって生きており、人と同じように大切であると自覚できる人づくり（どこでも、誰でも、いつでも楽しく学べる環境教育の実践）を展開し、世界に広める。 ➤ 環境の安全保障の視点から、高等教育のレベルでの人材養成システムの構築が必要。 ◆ 高等学校における環境教育の支援が重要。

環境教育・環境学
習等（続き）

- 「循環型社会推進のための環境情報ヘッドクォーター」を創設し、民間や学識経験者等の専門家の参画により循環型社会形成に係わる情報を集積し、インターネット等で国民各層に情報提供。
- 日本がヨハネスブルグサミットで約束した「持続可能な社会を実現するための人づくり」=持続可能な開発のための教育（E S D）の推進は日本の責務であることを強く認識し、具体的な姿勢と取組を示すことが必要。
- あらゆる主体の参画・協働を実現するためには、環境教育の推進と民主的な意思決定システムの確立が不可欠の要素。日本の提案によるE S Dの着実な実施に向け、引き続き先駆的な役割を果たすべき。
- 持続可能な社会づくりに関わるすべての関係省庁が参加する、推進本部長を内閣総理大臣とした「E S D推進本部」を内閣府に設置して、推進体制を強化。
- 教育関係者・N P O / N G O ・産業界等、E S Dに関わるステークホルダーが参画する官民によるE S D協働推進組織を設置。
- 多様なテーマをつなぎ、学校と地域をつなぐE S Dコーディネーターを全国に配置。
- 「国連・持続可能な開発の為の教育の10年」を成功させる為に、各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」を設立。各地域の歴史、地理的・経済的・産業的・社会的特性に合致した「持続可能な社会構築プラン」を、各地域社会のすべての主体（ステークホルダー）の参加を得て作成。学校、大学、企業、地方自治体が導入し、その進捗状況をモニターし、その結果を公表。日本政府も同様な目的の為に実行可能な資金的・技術的・行政的・法的支援対策を樹立し、全国民、全地域社会へその効果的な実行を約束する。
- 家庭・オフィス部門対策のため、勤労者（大人）に対する環境教育の推進のため、一定規模以上の企業・事業所における環境教育の推進。
- 学校教育・生涯教育における環境教育の主流化。「環境倫理」を含めたカリキュラムの提言。
- 環境コミュニケーション、リスクコミュニケーション等の環境情報に関する教育の促進。
- I P C C 報告、スターンレビュー、国連の動向などについて、国民がわかりやすい情報の発信を工夫（学校、T V、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用）。
- 自らの行動が温暖化防止にどのように寄与しうるのかを国民にわかり易く示す必要がある。
- 国民のライフスタイルを変える取組の発信を推進。
- 気候変動が生活の中で直感できる状況にあるが、国民の具体的に取り組むべき方法は不明確。家庭・個人での取り組み目標を設定し実行することが重要。

<p>環境教育・環境学習等（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境指標、温暖化指標の開発と普及（ゴールとシナリオの検討）。個人、世帯、地域、企業、地方、国の各レベルでの情報共有が必要。例えば 2050 年低炭素社会への道筋の合意形成には権威ある評価基準が必要。 ➤ 環境NGO・NPOに加え、労働組合・女性・高齢者・消費者教育関係等、様々な団体が参加する国民的運動を展開。 ➤ 都道府県、政令市、中核市（可能なところは市町村ごと）単位に環境運動のセンターの設置。 ➤ 地方公共団体職員への環境教育と自治体の率先実行。
<p>社会経済システムの変革その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 低炭素を目指す社会システムを開発し、新たな産業構造への転換を誘導。 ➤ 市場メカニズムを取り入れることは温室効果ガス削減のインセンティブになり有効。 ➤ サステナブルな環境政策という視点からも、CDMのような市場機構を活用しうる条件整備を講ずることが好ましい。 ➤ 環境優等生の努力したインセンティブを削ぐことのないような対応が必要。 ➤ 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは有効。ただし、EUの排出量取引制度と同様のものをそのまま取り入れるかどうか、キャップをかける以外に方法はないのかなど、排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論が必要。 ➤ 市場の remake 戦略の提示：市場に地球温暖化防止や生物多様性保全などに関する明確なシグナルを組み入れること。ヨーロッパ、米をはじめ一部日本や途上国も含めて動き出している炭素市場をアジアレベルで構築するための構想を提案する。EU-ETS の経験は参考になるが、アジアの事情も考慮し、国内制度の整備とあわせてアジアで主導していくことが重要である。炭素に価格をつける戦略と呼んでもよい。そのための手段や方法について早急に具体化すべきである。 ➤ 自主参加型を発展させ、企業の排出削減義務を伴う排出量取引制度（キャップ & トレード方式）を導入。 ➤ 地球温暖化防止のための環境税 / 炭素税を導入（税込増加分を所得税減税するなどの税のグリーン化を進める）。 ➤ 企業の環境配慮に関する情報開示を積極化させるよう指標の設定、投融資・購買において環境配慮行動へのインセンティブとなる税制優遇措置の創設。 ➤ 安心安全の食料と健康、CDM、ミティゲーションバンキング、希少種資源化をはじめ、環境保全のインセンティブを高める経済政策の推進。 ➤ CO₂を 50%以上削減する建物が可能。個人や企業等が自発的なエコ改修を促すよう教育とインセンティブ政策を早急に推進。 ➤ 国の予算の一定程度（例えば、2%）は低炭素社会への誘導へ利用。

社会経済システム
の変革その他（続
き）

- 天然資源収奪型の経済行為に歯止めをかけるルール、児童労働や劣悪な労働環境を許さないルール、第一次産業の健全な育成が可能なルールなどを、積極的に国際社会に提案。
- 環境に関わるあらゆる施策に適切な環境配慮を組み込むための手法としてグローバル・スタンダードとなりつつある戦略的環境アセスメント（SEA）については、第三次環境基本計画にも位置づけられており、その段階的な法制化も含め、よりいっそうの推進がなされるべき。
- 認可事業における認可要件に環境対策実施を盛り込む。
- グローバル市場経済の環境による制限、消費者に対する働きかけ等の視点も重要。
- 「持続可能な日本」ビジョンづくり。今回の「環境立国戦略」をベースに、多様なステークホルダーが参画し、「持続可能な日本」のビジョンを描く政策対話を全国各地で促進。
- 次世代を育てる視点および青年層の意思決定への参画の視点から、中央環境審議会はじめ、さまざまな政策審議の場に、ジェンダーバランス同様、ジェネレーションバランスにも配慮しユース代表を加える。
- 各省を超えて多様な環境問題の解決に向けて、有機的な連携と適切なリーダーシップを担う組織（者）の存在が必須。
- 各省庁の環境施策を課題別に統合化し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進。
- 各団体の取り組み紹介、具体的実践の成果の共有化を図ることのできる機動的な「国民会議（仮称）」の設置（たとえば内閣府の下）。
- 中長期の目標設定、法律・税制など政策手段の検討、実効性の確保に向け、国会の場に与野党で構成する特別委員会などを設置。
- 環境分野におけるPDCAの実効性を確保するため、例えば、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を加えるなど、さまざまな行政システムとの組み合わせを図ることが重要。
- 自治体ごとの取組に関する情報の発信を推進。
- ◆ 金融は経済活動の血流であり、「環境と金融」の観点が重要。具体的には、プロジェクトへの投融資の際に一定の基準を設けることにより環境への貢献を行うこと。さらには、金融機関が受託し運用する基金に組み入れる株式等を発行する企業が環境等に十分配慮しているかをチェックすること。こうしたさまざまな側面から金融あるいは金融機関が環境保全に貢献していくことができる。
- ◆ 環境ビジネスの推進は成果を挙げつつあるので、きちんと評価して次につなげる必要がある。

<p>社会経済システムの変革その他（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 世界ではビル・ゲイツやロックフェラーのような大金持ちが基金を創設して環境対策に資金を環流させている。日本でもこのような仕組みを考えないといけない。 ➤ 様々な政策・施策を実行可能な計画にするために、官邸が主導する新たな「21世紀地球保護基金」ないし「地球憲章基金」ないし「私たちの愛の星基金」ないし「私たちの美しい星基金」、通称「安倍基金」を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分する。その財源には、道路特定財源や電源特会等の余剰見込み金、さらに全納税者に呼びかけ協力をお願いする今年限りの「愛の星特別寄付金」をあてる。 ◆ ライフスタイルの見直しを実践するため、働き方の見直し、労働時間短縮等、ワークライフバランスの施策を盛り込む。あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生と言った視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要。 ◆ 政府の環境施策のディスクロージャーが不足しているように思う。 ➤ コミュニティ・地域再生プログラムとの結合：国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合し、国内モデル構築プログラムとする。交通、自然エネルギー、省エネ建築、工業、林業、漁業、等各領域で、また商店街、コミュニティ、農山漁村、工業衰退地域、公害地域といった地域単位で取り組まれている経験の交流会を組織し、持続可能な地域社会づくりのムーブメントを起こす。そのための支援システムも具体化する。
---------------------------	---